

第1号トラスト地の取得についてのご報告

日頃より当協会の活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
この度、富士山麓に当協会として初めてとなるトラスト地を取得しましたので、ご報告申し上げます。(土地の概要については別紙をご参照ください。)

当協会は、1992年の設立以来、自ら土地を所有せず、各地域で活動しているトラスト団体への情報提供やナショナル・トラスト全国大会の開催などを通じて、全国組織としての役割を果たしてきました。しかし、国際的な流れが持続可能なくにづくりに向かっている今、私たちの生存基盤として大切な自然地を確保していくことがますます重要になってきています。また、遺贈・寄贈の受け入れなど、新しい課題への迅速な対応も必要になってきていることから、協会としても土地を積極的に取得していくことになりました。

記念すべき第1号トラスト地となったのは、富士箱根伊豆国立公園内に位置する山梨県富士河口湖町の土地です。今回の土地取得を契機に、新たな土地の買い取りや寄付の受け入れを進め、日本のナショナル・トラスト活動のさらなる発展につなげていきたいと考えています。何卒、貴媒体でのご紹介をよろしくお願い申し上げます。

当協会では、初めて土地を取得した今年を新たな挑戦に向けた転機の年と位置づけ、11月14日に開催の第25回ナショナル・トラスト全国大会において、新しい時代に向けた活動の方向性について広く世の中にアピールする予定です。この度の第1号トラスト地取得とあわせて、ナショナル・トラスト全国大会の開催についても、貴媒体でご紹介いただきますようお願い申し上げます。

社団法人 日本ナショナル・トラスト協会

〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-30-20 音羽ビル
tel.03-5979-8031 fax.03-5979-8032

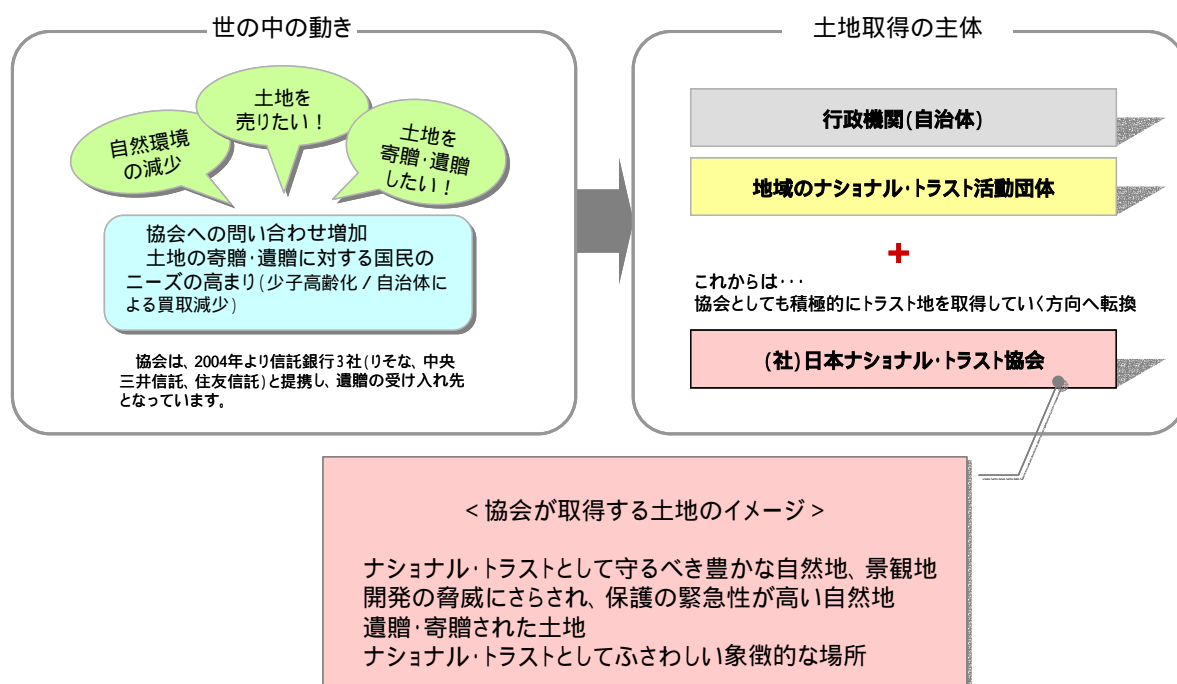
✉ Eメール. hdqrt@ntrust.or.jp
URL <http://www.ntrust.or.jp/>

第1号トラスト地の概要

背景

ナショナル・トラスト発祥の地イギリスでは、民間団体の「ナショナル・トラスト (The National Trust)」が 2,700km²の土地、900km もの美しい海岸線、300 箇所以上の歴史的建造物と庭園を保有し、民間としては最大の土地所有機関となっています。一方、日本のナショナル・トラスト活動は、各地域の活動団体がそれぞれ土地を所有するという形態をとっており、全国組織である社団法人日本ナショナル・トラスト協会は、自ら土地を所有せず、各地域の活動団体への情報提供、機関誌の発行、ナショナル・トラスト全国大会の開催等を通じて全国組織としての役割を果たしてきました。

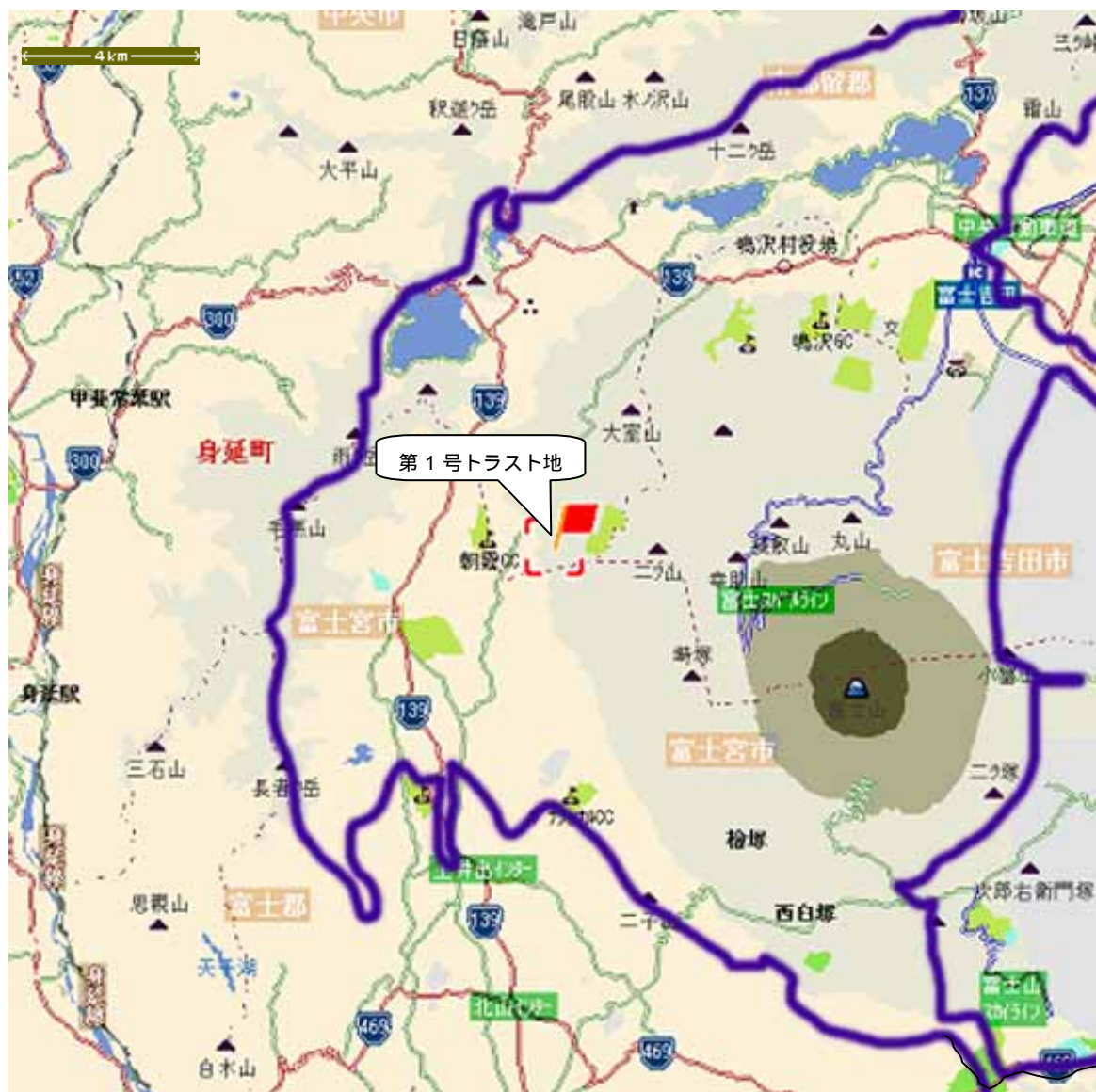
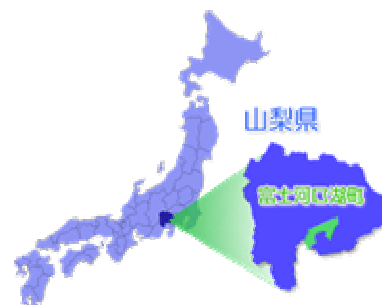
しかし、国際的な流れが持続可能なくにづくりに向かっている今、将来の国のあり方を見すえ、私たちの生存基盤として大切な自然地を確保していくことが急務です。また、今後増加すると予想される土地の遺贈・寄贈の受け入れなど、新しい課題への迅速な対処が必要であることから、協会としても土地を積極的に取得していくことにしました。




遺贈：遺言によって、自分の財産を特定の人に贈るという相続方法のひとつです。法定相続人に対して財産を分け与える通常の法定相続と異なり、遺言書によって財産の受取人やその内容を指定することです。「遺産の一部を自然を守るために役立てることによって、社会に貢献したい」というご意志を確実に実現できると同時に、相続のトラブルを避ける友好な手段です。

土地の所在地

山梨県都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺 273-7、273-8、273-9



 富士箱根伊豆国立公園

土地の面積

10,193m² (登記簿面積)

10,043.28 m² (実測面積)

土地の地目

原野

所在	地番	登記簿面積 (m ²)	実測面積 (m ²)
富士ヶ嶺	273-7	2,975	2,711.28
	273-8	6,648	6,803.82
	273-9	570	528.18
計		10,193	10,043.28

法令に基づく制限

富士箱根伊豆国立公園

取得日

平成 19 年 9 月 5 日（登記完了日）

取得金額

16,709,000 円

管理方法

自然のまま残していく



トラスト地からのぞむ富士山（冬）

土地の重要性

- ❶ 富士山麓では、高度経済成長期に原野商法などによる開発が進み、多くの貴重な自然地が失われている。
- ❷ また、リゾート開発法（総合保養地域整備法）のあおりを受け、次々と別荘地開発の対象となっていた。現在も、世界遺産登録に向けた流れの中で、開発の圧力が高まっている。
- ❸ 富士山とその周辺の自然は、日本の豊かな自然の象徴として開発から永久に守り、確実に後世に残していくことが必要。
- ❹ 世界自然遺産・世界文化遺産への登録を支援。
- ❺ （社）日本ナショナル・トラスト協会は、自ら土地を取得し、ナショナル・トラストの手法によって日本の自然を守る取り組みを開始するにあたって、日本の豊かな自然の象徴である富士山周辺の自然を第 1 号トラスト地として選定。

今後の予定

- ❶ 当協会は、この度の第 1 号トラスト地の取得を契機として、市民や企業などからの寄付をもとに、積極的に自然地の取得を進めていきます。
- ❷ また、遺贈・寄贈などによる土地の寄付についても積極的に受け入れていきます。
- ❸ 現在の日本の法律では、ナショナル・トラストによって自然地を取得し、その土地を自然のまま永久に残すという公益的な取り組みであっても、税制の優遇措置が十分ではありません。当協会は、今回の土地取得を契機に、ナショナル・トラストを推進する新しい法律の早期制定に向けてはたらきかけていきます。



トラスト地からのぞむ富士山（夏）